

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳システム	
行政機関等の名称	飯能市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部 市民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳の記録及び管理及び証明書の発行事務を行うため	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 性別、4 世帯主、5 続柄、6 戸籍の表示、7 住民となった日、8 住所を定めた日、9 従前の住所、10 個人番号、11 選挙人名簿に登録された旨、12 国民健康保険の資格に関する事項、13 後期高齢者医療の資格に関する事項、14 介護保険の資格に関する事項、15 国民年金の資格に関する事項、16 児童手当の受給資格に関する事項、17 米国の配給に関する事項、18 世帯番号、19 宛名番号、20 住民票コード、21 異動日、22 住所、23 転出届出内容、24 転入先、25 備考、26 行政区、27 小学校区、28 中学校区、29 投票区、30 改製情報、31 異動履歴、32 異動事由、33 届出日、34 警告フラグ、35 旧氏、（外国人住民について）36 通称、37 通称登録履歴、38 カナ氏名、39 国籍等、40 外国人住民となった年月日、41 法第 30 条の 45 に規定する区分、42 在留資格、43 在留期間等、44 在留期間の満了の日、45 在留カード情報	
記録範囲	飯能市に住民登録を有するもの	
記録情報の収集方法	本人から提出された住民異動届出書、他市区町村からの通知、職員が調査等をしたもの等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	住民基本台帳ネットワークに接合している市区町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）飯能市市民生活部市民課 （所在地）〒357-8501 飯能市大字双柳 1 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）	
	（所在地）	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）	
	（所在地）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができ		

る期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	
備 考	—